

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第五十六号

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例施行規則（令和五年八月奈良
県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第五十四条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。